

公立大学法人岐阜県立看護大学の第 2 期中期目標(案)の概要

【1】 目標の概要

＜根拠法令等＞

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 25 条の規定により、設立団体の長（知事）が、法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、法人に指示するもの。

＜中期目標期間＞

中期目標期間は 6 年間（法第 78 条 1 項）

現在の第 1 期中期目標（目標期間：平成 22 年度～平成 27 年度）が平成 27 年度末で期間満了となるため、見直しを行い、第 2 期中期目標（同：平成 28 年度～平成 33 年度）を策定する。

＜中期目標において定めるべき事項＞（法第 25 条 2 項、法第 78 条 2 項）

1. 中期目標期間（6 年間）
2. 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
3. 業務運営の改善及び効率化に関する事項
4. 財務内容の改善に関する事項
5. 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
6. その他業務運営に関する重要事項

＜策定手続き＞

県評価委員会及び法人からの意見聴取の後、当該意見に配慮のうえ、県議会の議決を経て公表する。（法第 25 条 1 項及び 3 項、法第 78 条 3 項）

【2】 今後のスケジュール

平成 27 年 7 月	県評価委員会に対して、中期目標（案）の提示
平成 27 年 8 月	県評価委員会から中期目標（案）について意見の聴取 パブリックコメントの実施
平成 27 年 11 月	県評価委員会に対して、中期目標（案）の最終報告
平成 27 年 12 月	県議会議決・法人へ指示

【3】 策定の方向性

<背景>

近年、医療の高度化・専門化や疾病構造・人口構造の変化により、看護職者には高度な知識・技術や変化に対応できる能力が求められている。また、県内においては看護系大学が増加し、県民への質の高い看護提供の可能性が高まる一方で、学生確保・教員確保等における大学間競争が激しさを増すことが予想される。

<方向性>

岐阜県立看護大学がより一層質の高い教育研究を行い、県内の看護サービスの質の向上に引き続き貢献するとともに、大学・大学院としての魅力を高めていくよう第2期中期目標においては以下の点を重点的に求めることとする。

- ・看護実践の課題の解決に取り組み改善・改革できる人材の育成 ①
- ・看護実践の改善・改革のリーダーとなる人材の育成 ②
- ・卒業者のキャリアアップ支援体制の充実 ③
- ・県内就職の促進、県内看護職の生涯学習の推進等による地域貢献の充実 ④
- ・国際的な学术交流等による魅力ある教育研究環境づくり ⑤
- ・地方独立行政法人の業務改善 ⑥

第2期中期目標における主な追加（案）

〔第2 教育研究の質の向上に関する目標〕

- 博士後期課程における看護実践の研究能力を付与する教育を担う人材の育成（②）
 - ・県内で看護学の大学院博士課程設置の唯一の大学。特に、介護現場での指導的役割を果たせる人材の育成を期待
- 卒業生・修了者に対する支援（③）
 - ・卒業修了後の支援で県内看護の質の向上に繋げる。早期離職防止、支援体制の必要性。
- 県内就職率60%の数値目標の設定（④）
 - ・県内就職率は、県内看護系大学が増加する中で一層県立大学としての役割を明確にする必要性。
- 研究成果の積極的かつ分かりやすい公表（⑤）
 - ・研究が県内看護職の質の向上につなげるため公表の重要性。
- 看護実践研究指導事業の推進（①）
 - ・重要事業である看護実践研究指導事業を追記
- 海外看護系大学との学术交流の推進（⑤）
 - ・海外看護系大学との連携で、魅力ある教育研究環境、レベルの高い教育研究を推進
- 県内地方自治体との連携（④）
 - ・県内の保健医療機関と連携し、教育研究を進めたが、今後は市町村との連携を期待し追記。

[第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標]

○コンプライアンスの徹底 (⑥)

- ・不正事案が社会問題化し、大学活動全般において法令遵守の徹底を図る必要。

○教員の教育研究環境の整備 (⑤)

- ・質の高い教員を確保するため教員を惹きつける施設設備など教育研究環境の充実が必要

○職員の評価制度の改善 (⑥)

- ・事務員評価制度は既に構築済のため、必要に応じ改善の必要。

[第4 財務内容の改善に関する目標]

○長期財政計画を策定し、それに基づいた経営 (⑥)

- ・中期計画期間の先を見据えた長期的な経営を行っていく必要性。

○経費削減につながる予算の執行 (⑥)

- ・複数年契約や物品一括購入など経費削減につながる予算執行に努める。

[第5 自己点検・評価並びに情報の提供に関する目標]

○広報活動の充実 (⑥)

- ・大学事業全般の広報を充実させ、全国的認知度の向上の必要性。

[第6 その他業務運営に関する重要目標]

○大学の施設・設備の常時点検の推進、長期修繕計画による計画的な維持管理 (⑥)

- ・施設老朽化のため常時点検し、故障箇所を把握。施設・設備の計画的な維持管理の必要性。